

議案第272号

緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、緑地の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

緑地の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市東区 [REDACTED] [REDACTED]	316,239円

2 事件の概要

令和2年8月8日午前10時から正午までの間に、若宮公民館に隣接する松崎特別緑地保全地区である緑地内の樹木の枝が枯れていたため、当該枝が折れて落下し、同公民館の駐車場として利用されていた同緑地内に駐車中の相手方 [REDACTED] 氏所有の小型乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。